

事前申請時の条件了承に係る申立書（承諾書）

令和 年 月 日

（あて先）大阪市長

被保険者番号

被保険者住所

被保険者氏名

わたしは、介護保険住宅改修費支給申請について次のとおり了承します。

記

- 1 審査の結果、給付対象とならない場合は全額自己負担となること。
- 2 退院・退所、認定結果が出るまでは、事後申請ができないこと。
- 3 本市被保険者資格を有するまでは、事後申請ができないこと。
- 4 （転入のケースを除く）認定結果の内容が施工日時時点で「非該当」及び死亡等により事後申請の結果が給付対象外である場合は、事前申請どおりの施工を行っても給付ができないこと。
- 5 住宅改修を行う住宅の所在地に住民票を異動するまでは、事後申請（住宅改修費にかかる請求）ができないこと。

以上